

利用者・高齢者  
虐待防止のための指針

グループホーム楽しい家

## 1・基本指針

利用者の人権擁護・虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し徹底するため、本指針を策定し業務にあたることとする。

## 2・虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対するいずれかに該当する行為をいいます。

### (1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又は、そのおそれのある行為を加えること。または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(殴る、蹴る、食事を与えない、部屋に閉じ込める等)

### (2) 心理的虐待

脅しや侮辱的な言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的・情緒的な苦痛を与えること。

(子供扱いするなど自尊心を傷つける、馬鹿にする、無視する等)

### (3) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。または、利用者にわいせつな行為をさせること。

(性的行為の強要、性的暴力等)

### (4) ネグレクト(介護、お世話の放棄・放任)

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(失禁しても衣類を取り替えない、栄養不良のまま放置する、拒否的態度をとる病気の看護を怠る等)

### (5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

(利用者の財産を不当に処分したり、利益を得たりする行為等)

## 3・虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等

虐待防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次の通り「虐待防止委員会」（以下委員会という。）を設置するとともに虐待防止に関する責任者や必要な措置を定める。

- (1) 委員会の名称は「虐待防止委員会」とする。
- (2) 委員会の委員長は、管理者が務める。
- (3) 委員会の委員は、管理者、介護支援専門員、介護士、代表者とする。
- (4) 委員会は、年2回以上委員長が必要と認めた時に開催する。
- (5) 委員会の審議事項
  - 基本理念・行動指針等を職員へ周知に関すること。
  - 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
  - 職員が支援等に関する悩みを相談できる体制づくりに関すること。
  - 虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関すること。
  - 虐待が発生した場合に、その対応に関すること。
  - 虐待の原因分析と再発防止策に関すること。
- (6) 審議が行われたら運営推進会議に報告する。

#### 4・虐待に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに町に報告すると共に、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待が従業員であった場合は、役職位等の如何に問わず厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

（連絡先：吉見町役場長寿福祉課 0493-63-5013）

#### 5・虐待の早期発見等への対応

- (1) 虐待の早期発見

虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠が無くても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や責任等者等への報告が重要です。なお虐待とは利用者の権利を侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートする傾向にあることを認識し、平素から責任者は利用者、家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めるところが必要です。

- (2) 虐待発見時の早期対応

虐待もしくは、虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全、安心

の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び利用者や家族に十分に配慮すること、また被虐待者のプライバシー保護を大前提としながらも対外的な説明責任を果たす事など、速やかに組織的な対応を図ること、また行政に通報、相談することとする。さらには、発生要因を十分に調査、分析するとともに再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発等について一層の徹底を図ることに努めることとする。

## 6・成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて社会福祉協議会、町の関係窓口を案内する等の支援を行うこととする。

## 7・職員等が留意すべき事項

職員等は、当法人の基本理念及び行動指針に掲げる利用者の人格を尊重することを深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意する。

虐待事案発生は、利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、法人として社会的な信頼を著しく損なうこと、そしてその後の事業経営において大きな困難を抱えることとなる問題として十分に認識する必要があります。

### (1) 意識の重要性

- 常に利用者の人格や権利を尊重すること。
- 職員等は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者立場に立った言動に心掛ける。
- 虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差や性差などがあることを、絶えず認識する。

### (2) 基本的な心構え

- 利用者との人間関係が構築されている（親しい間柄）と、独りよがり思い込まないこと。
- 利用者が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと。
- 利用者本人は心理的苦痛を感じていても、それを訴えたり拒否することが出来ない場合も多いことを認識すること。
- 虐待または疑いを受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事案確認や懇切丁寧な相談支援を行うとともに、責任者に速やかに報告すること。

- 職員同士がコミュニケーションをとり、話をしやすい雰囲気づくりに努め、虐待と感じられる言動について職員同士で注意を促せるようにする。

## 8・本指針の閲覧

従業員、利用者及びその家族、外部の者に対しても本指針をいつでも閲覧出来るよう、事務所に備え付けることとする。

## 9・その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指す様に努める。

### 附則

この指針は、令和5年4月1日より施行する